

# 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針のBSEサーベイランスに関する変更点

## ①サーベイランス対象牛の分類<改正指針案 第3 1 (1) ア>

<改正案>

<現行>

分類	内容	
(ア)	特措法に基づく死亡牛の届出を要するもの(48か月齢以上)	a:臨床症状牛 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛
		b:ダウナー牛等 生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛
		c:通常の死亡牛 a又はb以外の死亡牛
(イ)	特措法に基づく死亡牛の届出を要しないもの	a:臨床症状牛(48か月齢以上) 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛
		b:ダウナー牛等(48か月齢以上) 生前に歩行困難、起立不能等であった牛
		c:監視伝染病での死亡・淘汰牛(家伝法第16条でのと殺牛を除く)(48か月齢以上)
		d:臨床症状牛(48か月齢未満) 48か月齢未満の特定臨床症状を呈していた可能性の高い牛
		e:その他、家畜防疫員が必要と認めたもの 48か月齢未満のダウナー牛等

分類	内容	提出
ア 疑似患畜	同居牛・疫学関連牛	別記3:個票(月齢・検査結果・生前の症状等)
イ 疑似患畜	異常牛	別記1:異常牛疑い報告
ウ 死亡牛 (24か月齢以上)	・死亡牛の届出を要するもの (※24か月齢以上の通常の死亡牛)	別記2:品種・性別を分類し集計 別記3:個票(月齢・検査結果・生前の症状等)
	・届出不要のもの ・監視伝染病で死亡 ・動物医薬品の検定で安楽死 等  (ア)ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛 (イ)と畜場で中枢神経症状等以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛 (ウ)(ア)(イ)以外の死亡牛	別記3:個票(月齢・検査結果・生前の症状等) 別記4:(ア)~(ウ)に分類し集計  ※別記4は、「届出を要するもの」については、集計対象外。
エ その他	ア~ウまでに掲げる牛以外のものうち、家畜防疫員が必要と認めたもの(24か月齢未満の牛であって、ウ(ア)~(ウ)までのいずれかの条件に該当するもの等)	別記3:個票(月齢・検査結果・生前の症状等) 別記4:(エ)として集計

※異常牛検査・疑似患畜(同居牛)の検査は、第3の1の(2)で実施

※提出書類(案): ①上記項目別・月齢別の検査頭数の集計表

②臨床症状牛及びダウナー牛の個票

## ②OIEへのサーベイランスポイントの報告

<改正案>

<現行>

### ①死亡牛

都道府県からの届出を集計。改正案の分類がそのままOIEのサーベイランス分類に相当。(推計値ではなく、実数ベース)

### ②と畜牛

現行と同じ

### ①死亡牛

死亡牛検査頭数を、2004~2006年の調査結果に基づき分類し推計。

### ②と畜牛

通常と畜牛・症状牛の頭数を、2006年の調査結果に基づき分類し集計

③特定臨床症状の定義 <改正指針案 第3 1 (2) ア (ア)>

現行のOIEのサーベイランスカテゴリーの「Clinical Suspect」の定義を当てはめる。

(OIEコード 第11.4.21条)

<改正案>

農場段階において治療に反応せず、興奮しやすい症状、搾乳時の持続的な蹴り、群内序列の変化、ドア、門若しくは柵におけるためらいなどの進行性の行動の変化又は感染症の症状が無く進行性の神経症状

<現行>

農場段階において治療に反応せず、①性格の変化、②音、光、接触等に対する神経過敏、③頭を低くし柵等に押しつける動作を繰り返す、若しくは④歩様異常又は後躯麻痺という進行性の臨床症状

改正後の特定臨床症状の考え方(留意事項への記載案)  
月齢に関わらず、死亡牛で、生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛は、改正案の第3・1・(1)・ア・(ア)・a、第3・1・(1)・ア・(イ)・a又は第3・1・(1)・ア・(イ)・dに分類し報告する。具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症及び下垂体腫瘍であると疑われた又は確定診断された牛であって、進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。  
[参考]OIEへ提出したドシエでは、参考情報として、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症及び下垂体腫瘍を疑われた牛をClinical Suspectとした場合のポイントを、算出している(参考資料3-1:無視できるBSEリスクの国のステータス認定申請書(仮訳) p70)。

④ダウン牛等の定義<改正指針案 第3 1 (1) ア (ア)b>

OIEのサーベイランスカテゴリーの「Casualty Slaughter」に該当する牛を分類

(OIEコード 第11.4.21条)

<改正案>

生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a(特定臨床症状牛)以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛

<現行>

- ・(3)ウ(ア)の一部:ダウン症候群が疑われるもの
- ・(3)ウ(イ):と畜場で中樞神経症状以外の理由により、と畜・解体禁止となったもの

生前の症状が、上記に該当する場合、第3・1・(1)・ア・(ア)・b又は第3・1・(1)・ア・(イ)・bに分類して報告する。